

議案第51号

大津市社会福祉法に基づく女性自立支援施設の設備
及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正す
る条例の制定について

令和7年3月14日(金)

福祉部子ども未来局子ども家庭課

1 改正理由

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和6年法律第53号)」により、「栄養士法(昭和22年法律第245号)」が改正され、これまで管理栄養士国家試験は、栄養士の免許を受けた者でなければ受けることができなかったが、令和7年4月1日からは、管理栄養士養成施設卒業者については、栄養士免許の取得が不要となったことにより、栄養士免許を取得せずとも管理栄養士となることが可能となった。

これに伴い、国が定める「女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準」(省令)が一部改正され、**女性自立支援施設の職員配置の基準に、「管理栄養士」が追加**されたことにより、市条例の一部を改正しようとするもの。

2 改正内容

市条例において、職員配置基準として、「栄養士又は調理員」を配置することとしていたが、栄養士法等の改正による**栄養士免許を有さない管理栄養士を配置した場合についても同要件を満たすことができるように、省令と同様に市条例の職員配置の基準も、「栄養士若しくは管理栄養士又は調理員」に改正**しようとするもの。

3 第8条 改正部分の抜粋

現行	改正後(案)
<p>(職員配置の基準) 女性自立支援施設に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、第3号の職員を置かないことができる。 (1)～(2) 省略 (3) 栄養士又は調理員 1以上 (4)～(6) 省略</p> <p>2 省略</p>	<p>(職員配置の基準) 女性自立支援施設に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、第3号の職員を置かないことができる。 (1)～(2) 省略 (3) 栄養士若しくは管理栄養士又は調理員 1以上 (4)～(6) 省略</p> <p>2 省略</p>

4 施行期日 令和7年4月1日